

《登録者名簿への登録更新をされる方へ》

登録者名簿への登録更新をされる方は、以下の各書類を準備し、事務局に送付してください。

I. 登録更新（保健師・看護師）

1. 産業保健看護専門家制度名簿 登録者 登録更新申請書（様式第 20 号-1）
2. 登録更新手数料（手数料 15,000 円＋消費税）受領証（写）：様式第 20 号-1 の裏面に貼付
3. 研修単位報告書（様式第 2 号-1）

- ※ 登録者名簿への登録有効期間は、登録証に記載される登録日の翌日から起算して 5 年を経過する日までであり、期間内に名簿の更新を行わないときは、その効力を失うが、委員会が、その事由がやむを得ざるものと認めた者については、1 回に限り登録を更新することができる。その場合の登録有効期間は、登録証に記載されている登録有効期限翌日から起算して 5 年間とする。
- ※ 更新時には、専門家認定試験受験資格（研修履歴、研究業績、学会活動、社会貢献など、施行細則第 8 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 6 項に定める各要件）について、更新前に取得した内容を引き継ぐことができる。
- ※ 更新手続きは、登録有効期限を迎える前に行うこと。